

52. 全国压接業協同組合連合会  
(社会保険加入促進計画)

## 「建設産業の再生と発展の方策2011」における

### 社会保険加入促進計画書

全国圧接業協同組合連合会  
代表者 会長 大場毅夫  
所在地 東京都台東区浅草橋3-1-1  
会員数 108社  
業種 鉄筋工事業

#### 1. 基本方針

社会保険の加入を促進していくことで、技能労働者の待遇改善を図り、圧接業界の持続的な発展に必要な人材を確保するとともに、組合員間の公平で健全な競争環境を構築することを基本方針として掲げる。

よって、全国圧接業協同組合連合会では、専門工事業団体としての責務を果たすべく団体が取り組むべき対策と組合員が自ら実施すべき対策を具体的に取り決め、その推進を図っていく。

まず、社会保険の加入促進に向けて法定福利費を確保することが最重要課題であり、その取り組みとして、重層下請構造の是正、指値防止対策の強化への取り組みを行政に強く求め、更に、専門工事業団体として、標準見積書において法定福利費の確保のために、元請企業に対して建設業法第19条の3の法令遵守の一斉実効措置を強く求めたい。

社会保険は、法令に基づき加入義務が課せられているが、加入促進の実施に当たっては、法令遵守の実効措置を鑑み、組合員の状況に合わせて、時期、段階に応じて加入促進計画を立案しながら運用していく。

なお、今後、組合員108社（北海道11社、関東57社、中日本9社、関西12社、西日本19社）に対して、社会保険加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

#### 2. 計画期間：平成24年10月～平成29年3月まで

#### 3. 社会保険加入促進にかかる加入状況

全国圧接業協同組合連合会では、全国一斉に社会保険未加入対策アンケート実態調査を実施した。

アンケート用紙配布108社中のうち回答が66社、61%の回収率となった。

##### (1) 加入状況

66社の加入状況は、

##### ①健康保険

協会けんぽ54%、建設国保14%、国民健康保険29%、未加入3%

## ②年金保険

国民年金 20%、厚生年金社会保険 69%、未加入 11%  
と 64 社においてはいずれかの社会保険に加入している状況であることが判明した。

### (2) 加入状況の分析

現状において、圧接業界の雇用形態から社会保険と国民健康保険に区別されており、社員と下請従業員においても雇用形態に応じて加入している。

### (3) 今後の取り組み

今後、加入を促進していくためには、詳細なデータが必要なことから、組合員の回答率を上げるために、社員ならびに下請従業員の被保険者番号の調査をお願いし、健康保険については、健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険に分類して各々の被保険者番号を、年金保険については、国民年金、厚生年金に分類して、データベースを構築することにより加入状況を把握していく。

## 4. 社会保険加入促進にかかる目標値の設定

1年程度の周知・啓発期間を設け、実施後 5 年を目処に、企業単位では加入義務のある許可業者について加入 100%、労働者単位では製造業相当の加入状況（雇用保険：92.6% 厚生年金保険：87.1%）を目指すとしているが、加入促進の工程案では平成 29 年 4 月以降、社会保険に加入していない作業者は入場を認めないとしていることから、平成 29 年 4 月までに加入率 100% が実現できることを目標とする。

## 5. 加入促進年間計画

社会保険加入促進に向けて、平成 24 年から平成 29 年までを 4 段階に区分して計画を立案し、段階的に加入促進を図る。

### (1) 第一段階（平成 24 年 10 月～26 年 3 月）

#### 1) 「標準見積書」の作成ならびに「社会保険加入促進計画」の策定

（平成 24 年 5 月に要請、10 月 31 日までに提出）

法定福利費を明示するために見積方式を変更し、法定福利費内訳表示を工事費等から別途明示した「標準見積書」の作成と、加入の定期的実態把握及び計画的な加入を促進するために「社会保険加入促進計画」の策定を実行、第 2 回協議会にて提出する。

#### 2) 標準見積書の元請団体・元請企業への周知、活用

（試行：平成 24 年 10 月～ 周知：平成 25 年 4 月～）

第 2 回協議会終了後、標準見積書の試行。元請団体・元請企業には標準見積書の活用を求め、平成 25 年 4 月より本格的に運用。

#### 3) 組合企業の標準見積書の活用のためのデータベースの構築

（平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月）

平成 25 年 3 月からの標準見積書の本格運用に向けてデータベースを構築する。施工体制台帳等の書式変更に合わせて標準見積書の導入に向けて説明会を開催する。

#### 4) 本格運用に向けて組合員ならびに関係団体へ標準見積書導入のキャンペーン実施

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

組合員ならびに関係団体に向けて標準見積書を展開するため、説明会の実施。

### (2) 第 2 段階（平成 26 年 4 月～27 年 3 月）

#### 1) 各単協での社会保険加入促進と標準見積書の活用の要請

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

北海道、関東、中日本、関西、西日本の各協同組合において、加入状況に応じた加入促進のための説明会の実施。法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行い、使用状況についてヒアリングを実施する。

2) 標準見積書の活用状況アンケートの実施（平成 26 年 3 月）

標準見積書の活用状況を調査し状況を把握して、活用状況をホームページに公開。

3) 組合員への加入状況実態調査アンケートの実施（平成 26 年 3 月）

加入状況の実態調査アンケートを実施して、組合員の加入状況を把握して促進計画の進捗状況を判断する。

4) 受注単価実績調査（平成 27 年 1 月）

法定福利費が受注単価に反映されているか、指値受注の状況を把握するために受注単価実績調査を実施する。

(3) 第 3 段階（平成 27 年 4 月～28 年 3 月）

1) 各単協での社会保険加入促進と標準見積書の活用の要請

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

北海道、関東、中日本、関西、西日本の各協同組合において、加入状況に応じて加入促進のための説明会の実施。法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行い、使用状況についてヒアリングを実施する。

2) 優良圧接会社への社会保険・完全加入と標準見積書の活用の完全普及

(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

優良圧接会社 63 社において、加入状況に応じて加入促進のための説明会を実施する。法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行い、使用状況についてヒアリングを実施して徹底する。

3) 標準見積書の活用状況アンケートの実施（平成 27 年 4 月）

標準見積書の活用状況を調査し状況を把握して、活用状況をホームページに公開。

4) 組合員への加入状況実態調査アンケートの実施（平成 27 年 10 月）

加入状況の実態調査アンケートを実施して、組合員の加入状況を把握して促進計画の進捗状況を判断する。

5) 受注単価実績調査（平成 28 年 1 月）

法定福利費が受注単価に反映されているか、指値受注の状況を把握するために受注単価実績調査を実施する。

(4) 第 4 段階（平成 28 年 4 月～29 年 3 月）

1) 各支部会での社会保険加入促進と標準見積書の活用の要請

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

北海道、関東、中日本、関西、西日本の各協同組合において、加入状況に応じて加入促進のための説明会の実施。法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行い、使用状況についてヒアリングを実施する。

2) 若手経営者への社会保険加入促進と標準見積書の活用の要請

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

全国圧接業協同組合連合会の青年部を通じて若手経営者に加入促進のための説明会を実施する。あわせて法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行う。

3) 圧接継手管理技士への標準見積書の活用の要請

(平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

関東圧接業協同組合の圧接継手管理技士会に所属する圧接継手管理技士 98 名(41 社)において、法定福利費を確保するために標準見積書の活用の要請を行い、使用状況につい

てヒアリングを実施する。

- 4) 標準見積書の活用状況アンケートの実施（平成 28 年 4 月）  
標準見積書の活用状況を調査し状況を把握して、活用状況をホームページに公開。
- 5) 組合員への加入状況実態調査アンケートの実施（平成 28 年 10 月）  
加入状況の実態調査アンケートを実施して、組合員の加入状況を把握して促進計画の進捗状況を判断する。
- 6) 受注単価実績調査（平成 28 年 12 月）  
法定福利費が受注単価に反映されているか、指値受注の状況を把握するために受注単価実績調査を実施する。
- 7) 社会保険加入状況報告ならびに保険未加入における今後の状況の説明  
(平成 29 年 1 月)  
社会保険の加入状況報告と標準見積書に活用状況の報告。社会保険未加入における平成 29 年 4 月以降の今後の状況説明と対応。

## 6. 加入促進における組合活動

- (1) 保険加入のアプローチ
  - ①ポスター・チラシの配布による組合員・技能労働者への保険加入の働きかけ。
  - ②施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿による組合員の加入状況の把握の推進。
  - ③標準見積書を組合員に周知徹底。
  - ④組合員の標準見積書の活用状況の把握。
- (2) 法定福利費の確保
  - ①関係団体にダンピング防止や提出した法定福利費内訳明示の標準見積書の活用に対して法定福利費を適正に確保するよう要請。
  - ②元請企業に建設業法第 19 条の 3 の法令遵守の要請。
  - ③労務関係諸経費の削減を意図した契約しないように請負・雇用に関するルールの周知徹底。
- (3) ダンピング対策
  - ①適正工期確保ために関係団体に対し適正工期の確保の働きかけ。
  - ②価格交渉の際、法定福利費の確保に支障が生じないように関係団体に要請。
  - ③極度な低価格で（ダンピング）対応する企業を排除するよう関係団体への呼びかけ。

## 7. 推進支援について

社会保険加入の取組みを推進するために加入のための説明会のほか、個別に対応するために相談業務を実施する。また、社会保険関係の情報共有、標準見積書の活用状況、加入実施状況のフォローアップのため関東圏接業協同組合と連携して情報事業・市場調査委員会を通して情報の共有を構築して、普及から実行への推進を図る。

あわせて社会保険未加入対策における法定福利確保のために元請ならびに関係団体へ指値受注の禁止、建設業法第 19 条の 3 の法令遵守、標準見積書の活用の要請を行う。

以上

平成 24 年 9 月 13 日立案  
平成 24 年 11 月 1 日施行

社会保険加入促進計画 工程表

平成24年9月13日立案  
平成24年11月1日施行

項目	第1段階 (平成24・25年度)	第2段階 (平成26・27年度)	第3段階 (平成28年度)	目標年度以降 (平成29年度以降)
加入状況の確認	企業単位以下詳細区分にすべての下請業者の保険加入状況(企業名・業種)を記録させ、流認する。 労働者単位作業員名簿等にすべての作業員の保険加入状況(会員登録番号)を記録するほか、下記のとおり労働者を抽出し、流認する。 単点的相手対象プロジェクトを中心にして、徐々に対象範囲を拡大しつつ、下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する。			
元請業者による下請折衝	未加入平請業者に対する指導 足正されない場合の指導	早期の保険加入を指導 単点的相手対象プロジェクトを中心に、許可枚数への通知も含め、係総会入を徹底する。 その際、事業者の情報(使用人數、完成工事高)や地域の実情等を踏まえつつ、通報 対象を拡大する。	すべての下請業者から労働者を無作為抽出し、保険証等により確認する。	未加入平請業者は契約しない。 未加入の作業員の現地入査を認めない。
項目	第1段階 (平成24年10月～25年3月)	第2段階 (平成26年4月～平成27年3月)	第3段階 (平成27年4月～平成28年3月)	第4段階 (平成28年4月～平成29年3月)
全国団体としての活動	①社会保険加入アンケート実施 ②被保険者登録の作成 ③加入促進計画書の策定 ④賃金面に保険見積書の周知	①被保険者登録の作成 ②単位への加入促進説明会	①加入対象組合員の拡大 ②単位の加入促進計画立案	①社会保険加入説明会 ②被保険者登録のデータベースの構築 ③被保険者登録の元請団体・元請企業への届出
単位に向けての活動	①被保険者登録の作成・活用 ②社会保険加入促進計画の策定 ③被保険者登録のデータベースの構築 ④被保険者登録の元請団体・元請企業への届出	①加入促進計画の策定・修正 ②被保険者登録のデータベースの構築 ③被保険者登録の元請団体・元請企業への届出	①社会保険加入説明会 ②被保険者登録のデータベースの構築 ③被保険者登録の元請団体・元請企業への届出	①社会保険加入説明会 ②被保険者登録のデータベースの構築 ③被保険者登録の元請団体・元請企業への届出
北海道圧搾業協同組合 関東圧搾業協同組合 中日本圧搾業協同組合 関西圧搾業協同組合 西日本圧搾業協同組合	①組合員への社会保険加入の説明 ②被保険者登録の活用のための説明会の実施 ③被保険者登録の活用のための説明会の実施 ④被保険者登録の活用のための説明会の実施	①支部に社会保険加入促進を要請 ②支部に被保険者登録の活用の要請 ①被良圧搾会社へ社会加入促進 ②被良圧搾会社へ被保険者登録の活用 ③被良圧搾会社へ被保険者登録の活用 ④被良圧搾会社へ被保険者登録の活用	①吉手経営者へ社会保険加入促進 ②吉手経営者へ被保険者登録の活用 ③吉手管理技士へ被保険者登録の活用	①吉手経営者へ社会保険加入促進 ②吉手経営者へ被保険者登録の活用 ③吉手管理技士へ被保険者登録の活用

## 55. 全国ポンプ・圧送船協会

(社会保険加入促進計画)

## 社会保険促進計画

団体名 全国ポンプ・圧送船協会  
代表 会長 森下保壽  
所在地 東京都中央区八丁堀3-18-9 第2直平ビル6F  
会員数 正会員34社 賛助会員1社  
主な業種 しゅんせつ工事

### <基本方針>

建設労働者の待遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするため、社会保険未加入対策を計画的に進める。

### <年度別計画>

平成24年11月～ 社会保険促進計画及び標準見積書について他団体のものを参考に見直し、修正する。

平成25年度 保険加入状況調査及び集計  
会員企業へアンケートをとる

平成26年度  
～28年度 各年、保険加入目標率を設定し、フォローアップも実施。

平成24年度  
～28年度 会員企業への周知  
・定期事務連絡でチラシ等にてPR  
・標準見積書の活用を徹底  
・定期総会にて説明 他

57. (一社) 日本屋外広告業  
団体連合会  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画書(案)

団体の基本的事項	<p>一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会          会長 高橋公比古          〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-17-14          電話 03-3626-2231 fax 03-3626-2255          会員数 46団体(3,523事業所)          主な業種 屋外広告業・広告物設置工事業</p>						
基本的な方針	<p>社会保険未加入対策は行政・元請・下請が一体となって取り組むことが必要であるが、このたび建設業関係登録団体等により「社会保険未加入対策推進協議会」が設立されたことを契機として、本会において保険適用の促進を図る加入促進計画を策定する。</p> <p>この計画は、社会保険加入促進に向けた実態把握、周知などの自主的に講じる具体的な取組とその実施計画を明らかにし、業界を挙げて社会保険未加入に取り組む気運を盛り上げることを目的とする。</p> <p>また、この計画案が効果を発揮するためには、各会員団体においても主体的にそれぞれの立場から未加入対策に取り組むことが期待される。</p>						
保険加入の状況	<p>本会所属員(約3,500社)に対する平成23年度実態調査(回収率26.7%)による全国平均は、下記の通り。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1. 労災保険加入</td> <td>加入83.2%、未加入10.5%、不明 6.3%</td> </tr> <tr> <td>2. 年金加入</td> <td>加入78.7%、未加入19.1%、不明 2.2%</td> </tr> <tr> <td>3. 健康保険</td> <td>加入95.3%、未加入 2.7%、不明 2.0%</td> </tr> </table>	1. 労災保険加入	加入83.2%、未加入10.5%、不明 6.3%	2. 年金加入	加入78.7%、未加入19.1%、不明 2.2%	3. 健康保険	加入95.3%、未加入 2.7%、不明 2.0%
1. 労災保険加入	加入83.2%、未加入10.5%、不明 6.3%						
2. 年金加入	加入78.7%、未加入19.1%、不明 2.2%						
3. 健康保険	加入95.3%、未加入 2.7%、不明 2.0%						
取組み案	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保険加入状況の詳細な調査</li> <li>2. 事業者への周知・保険加入の徹底</li> <li>3. 工事現場での確認・指導</li> <li>4. 保険関係事務手続きの支援</li> <li>5. 法定福利費の確保</li> </ol>						
初年度の取組み (平成24年度)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保険加入促進計画の策定 10月24日開催の共益事業委員会において、「社会保険加入促進計画書(案)」に基づき計画内容を検討し、11月28日開催の第2回理事会においてこれを承認する。</li> <li>2. 保険加入状況の詳細な調査 恒例の所属員実態調査において、社会保険等に関するより詳細な実態調査を実施し、「社会保険加入促進計画書(案)」に反映する。</li> </ol>						

第2年度の取組み (平成25年度)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業者への周知 推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや機関誌を通じ、所属事業所等に対して保険未加入対策を周知する。</li> <li>2. コンクールテーマへの採用推進 会員団体又は地区連合会が9月10日の「屋外広告の日」等において、全国各地で実施している広告美術コンクールのテーマとして採用するよう働きかけ、優秀な作品をポスターに作成し所属事業所に配布する。</li> <li>3. 保険加入の徹底</li> </ol>
第3年度の取組み (平成26年度)	
第4年度の取組み (平成27年度)	
第5年度の取組み (平成28年度)	



58. (社) 全国解体工事業団体連合会  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画（案）

平成 24 年 10 月 4 日

### 1. 団体の基本的事項

- ①団体名 社団法人全国解体工事業団体連合会（以下「全解工連」という。）
- ②代表者名 高山 真幸
- ③所在地 東京都中央区八丁堀 4-1-3
- ④会員数 41 団体（約 1,450 者・社）（平成 24 年 10 月 1 日現在）
- ⑤業種 解体工事業  
(業許可: とび・土工工事業、建築工事業、土木工事業)

### 2. 基本的な方針

解体工事に従事する技能労働者の待遇向上及び解体工事業界の持続的な発展に必要な人材の確保並びに法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するためには、会員団体に所属する企業及びその関係下請企業の社会保険加入促進を、行政、元請企業、下請企業が一体となって推進していくことが必要である。

また、このような目的を達成するためには、社会保険の費用が、元請企業から末端の作業員まで行き渡る仕組み及び社会保険の費用が本来の適正な解体工事費用を圧迫しない仕組みを構築する必要がある。

なお、全解工連では、進捗状況に応じて適宜、本計画の改定を行うこととする。

### 3. 社会保険加入の状況

全解工連は正会員団体と協力して、正会員団体に所属する企業及びその関係下請け企業等について社会保険等の加入状況の実態調査を実施して現況を把握する。

また、毎年度ごとにフォローアップを行い、その結果、未加入企業があった場合には、その理由を分析し課題を抽出するとともに、その対策を検討する。

### 4. 取組の内容

#### (1) 期間

計画期間は、国の計画と同様、平成 24 年度から平成 29 年度までの 5 年間とする。

## (2) 全解工連が取り組むべき対策

### ①「社会保険未加入対策推進会議」への参画

全解工連は、国土交通省の本省が主導する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画する。また、全解工連の正会員団体は、国土交通省の各地方整備局が主導する「社会保険未加入対策推進地方協議会」に参画する。

### ②会員企業への周知・保険加入の徹底

全解工連は、正会員団体と協力して、正会員団体所属企業に対し、ポスター、チラシ、全解工連会長名義の文書、全解工連の会報誌「メビウス」及び全解工連のホームページ等において、社会保険加入について周知活動を実施する。

### ③工事現場での確認及び指導

全解工連は、正会員団体所属企業と協力して、正会員団体所属企業の下請業者の社会保険加入状況の把握及び下請業者に対する社会保険加入についての指導並びに社会保険加入下請業者への優先発注を推進する。

### ④法定福利費等の確保

全解工連の正会員団体所属企業は、見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、全解工連と正会員団体が協力してそのための標準見積書を作成し、正会員団体所属企業に周知徹底する。

また、全解工連は、ダンピング防止を正会員団体及び正会員団体所属企業に周知徹底するとともに、元請業者の団体に対しダンピング業者の排除を要請する。

### ⑤重層下請構造のは正

全解工連は、解体工事の重層下請構造のは正に取り組むことを宣言する。

また、正会員団体と協力して、元請業者の団体及び正会員団体所属企業に対し、建設業法第22条第1項及び第2項に規定する一括下請負の禁止を徹底すること並びに下請業者については施工力のある業者を選定することを要請する。

### ⑥一人親方対策

全解工連は、正会員団体と協力して、正会員団体所属企業に対し、労働者が非自発的な形で一人親方になることの防止及び実態は労働者として扱う偽装請負の禁止を徹底する。

特に、社会保険の企業負担を免れることを目的に、労働者に一人親方になることを強いることのないよう徹底する。

### ⑦就労履歴管理対応

全解工連は、正会員団体と協力して、正会員団体所属企業が就労履歴管理機構へ参加することを推進する。

### ⑧優良企業評価制度の取組

全解工連は、正会員団体所属企業の社会保険加入状況等を指標とする優良

企業評価制度の構築について、国土交通省に協力し推進する。

⑨社会保険加入事務手続きの支援

全解工連は、解体工事業者の社会保険加入事務手続きマニュアル等を作成して、正会員団体所属企業に周知する。

⑩未加入企業の排除

全解工連は、正会員団体と協力して、将来的に社会保険未加入の企業を会員から排除すること及び社会保険未加入の作業員の現場入場を認めないことを見野に入れつつ、社会保険加入促進対策を推進する。

以上

59. 日本建設インテリア事業

協同組合連合会

(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画（案）

### 1. 社会保険加入促進計画の作成及び実施主体

#### （1）団体の基本的事項

団体名　　日本建設インテリア事業協同組合連合会(略称:ジェイシフ)  
代表者名　　会長　安藤公裕（あんどうたかひろ）  
所在地　　東京都千代田区平河町2-3-4 ABM平河町ビル  
会員数　　800社  
主な業種　内装仕上工事業

#### （2）内装仕上工事業界におけるジェイシフ

会員は大半が中小企業だが、建設業の専門工事業者の中では、比較的規模の大きな中堅企業集団に属する。

取引先は専ら大手または中小の総合工事業者(ゼネコン)で、その1次下請として野丁場のオフィスビルやマンション、工場等の大型内装工事を手がける企業集団。

全会員が建設業法に基づく【内装仕上工事業】の許可を持っている。

#### （3）基本的な方針

「社会保険未加入対策の推進に関する申し合わせ」に記載されているとおり、建設産業においては、建設投資の急激かつ大幅な減少に伴い価格競争が激しくなり、本来負担すべき雇用、医療、年金保険の法定福利費を適正に負担せずに低価格競争を行う企業や事業者が存在している。

その結果、技能労働者の離職や若年入職者の減少が進み、真面目に技能労働者を遇する企業ほど不利になり、技能労働者の確保と、事業者間の公平で健全な競争環境を構築するために、社会保険未加入問題は、今日もはや避けては通れない重要な課題となっている。

内装仕上工事業界においても、専属下請という形で賃金体系の主流を出

来高給制や日給月給制としてきたことなどは、不安定雇用の労働者を生んだ反面、それなりの経済合理性もあったことは事実としてある。

専属下請とは、ジェイシフ会員企業からの発注率50%以上と定義した業界用語である。

実際に現在は直接正社員として技能者を雇用していない会員企業であつても、その多くは専属率100パーセントの下請技能者を抱えるという形で、事実上自社内に所要の施工能力を保有しているのである。

これを一度に全部直用化するなどということは非常に困難なことであるとともに、専属下請の側でも必ずしもそのようなニーズが主流であるとは言い切れない。

ジェイシフ会員企業の特性として経営を圧迫する構造的な要因は、大きな繁閑格差と前工程の遅延による工期のしわ寄せの課題がある。

これらのが直用技能者を抱えることが大きな経営上のリスク要因となり、施工を外注化することが一般化してきたという事情がある。

また、当初予定していたとおりの工期が確保されるならば、現場経費等、コストアップがなく、技能者の確保に十分対応できたと考えられる。

しかし、一定の施工機能を保持し、自ら技能者の育成・教育訓練等を行っていくためには、また、現在の不安定な専属下請の労働環境を順次改善していくためにも、ある程度までは専属下請の直用化を進める方向で検討するべきであろうという意見も存在する。

これは明らかに従来の業界の流れを逆転させようと促すものであり、当然さまざまな議論が予想される。

大いにそうした議論をしていく必要があるのではないか、というのが本行動計画の重要なテーマである。

もちろん、実際の判断は各会員企業にゆだねられるものであることは言うまでもない。

ジェイシフでは、これら課題の克服を大前提として、社会保険加入促進計画の達成に向けて全力で取り組むことを決意するものである。

(平成24年8月 経営実態調査)

①ジェイシフ会員企業における総売上高、前年度との比較

	項目名	件数	%
売上高の規模	2億円未満	30	24.0%
	2~5億円未満	26	20.8%
	5~10億円未満	20	16.0%
	10~30億円未満	31	24.8%
	30億円以上	16	12.8%
	無回答	2	1.6%
前年度比	大きく増加	2	1.6%
	増加	35	28.0%
	横ばい	46	36.8%
	減少	30	24.0%
	大きく減少	8	6.4%
	無回答	4	3.2%
全体		125	100.0%

〈単数回答〉

②ジェイシフ会員企業における内装仕上工事の売上高、前年度との比較

	項目名	件数	%
売上高の規模	2億円未満	43	34.4%
	2~5億円未満	32	25.6%
	5~10億円未満	17	13.6%
	10~30億円未満	19	15.2%
	30億円以上	10	8.0%
	無回答	4	3.2%
前年度比	大きく増加	1	0.8%
	増加	28	22.4%
	横ばい	43	34.4%
	減少	32	25.6%
	大きく減少	10	8.0%
	無回答	11	8.8%
全体		125	100.0%

〈単数回答〉

#### (4) 保険加入の状況

##### ①加入している社会保険等【平成15年】

平成15年3月当時にジェイシフが行った実態調査において、社会保険等への加入状況をみると、「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」「労災保険」については、従業員数10人以上の中・大規模層でほぼ100%に近い加入率となっており、「厚生年金基金」が全体の53.0%でそれらに続いていた。

しかし、従業員数9人以下の小規模層では、「雇用保険」と「労災保険」の加入率がやや低くなってしまっており、まだまだ基本的な雇用条件面での立ち遅れがあるとの判断に至った経緯がある。

社会保険等については、100%加入を前提として条件整備に努めていく必要があるとの報告書がまとめられた。

##### ②専属下請が加入している社会保険等【平成15年】

実際に専属下請が加入していると思われる社会保険等の状況をみると、直用従業員の場合とは大きく異なり、「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」「労災保険」などは20~30%台という低さであった。

代わって、「国民健康保険(6.1.5%)」「国民年金保険(4.4.4%)」が中心となっていた。

要するに、専属下請の多くは個人単位の技能者集団であり、企業らしい体裁を整えているところは、せいぜい全体の2割程度に過ぎなかったということである。

発注側の完工高規模別にみると、小規模層の傘下の専属下請ほど、各種保険等とは無縁の存在となっていた。

完工高10億円以上の層の傘下ですら、「国保」と「国民年金」が主流であり、狭義の社会保険(健保、厚生年金)への加入率は半数に満たなかつた。

(平成24年8月 経営実態調査)

③直接雇用従業員の社会保険等の加入状況

►社会保険／退職金共済加入状況

事務職	技術職	作業員 (通常雇用)	作業員 (有期・臨時)	作業員 (日雇)	合計	加入従業者の割合に対する
社会保険加入者	1565人	1681人	277人	66人	7人	3408人 80.5%
雇用保険加入者	1364人	1625人	235人	90人	0人	3147人 74.4%
退職金共済加入者	985人	727人	203人	2人	0人	1838人 43.4%

〈数量回答〉

※各区分の数値は、回答された人数(全回答の合計)。

右端の「加入者の割合」は、P9(1)で回答された従業員計(合計)に対する加入者数(合計)の割合を求めたもの

④専属下請作業員の社会保険等の加入状況

►社会保険等加入状況

社会保険等に加入		雇用保険に加入	
社会保険 (健保、厚年)	国民健保、国民年金		
30.4% 38社	53.6% 67社	21.6% 27社	〈各単数回答〉

※下段:本欄に「有」と記入のあったサンプル数

上段:本調査の全回答数(125件)に対する、上記企業数の割合

## (5) 自主的な取り組みの促進

### ①事業者への周知・保険加入の徹底

社会保険未加入対策推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、ジェイシフのホームページや機関誌を通じ、会員企業・関係企業に対し保険未加入対策を周知する。

イ) 保険未加入対策を業界挙げて推進していること

ロ) 未加入の場合には加入を進めるべきこと

ハ) 支社も含め社内に徹底すること。など

その際、ジェイシフが法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を併せて会員企業・関係企業に対し周知する。

### ②工事現場での確認

ジェイシフとして元請団体に対し、保険加入の促進に資するよう適正工期の確保等を働きかける。

### ③法定福利費の確保

見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書をジェイシフが作成する。

ジェイシフが作成した標準見積書を会員に周知徹底。

ジェイシフとして元請団体に対して、ダンピングの防止や下請の提出する法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう要請。

### ④一人親方対策

請負契約の形式を取りながら、実態は労働者として扱う偽装請負の禁止の徹底のための請負・雇用に関するルールを会員企業に対し徹底。

### ⑤就労履歴管理対応

就労履歴管理システムへの参加に向けた検討の推進と各企業における導入促進の検討

### ⑥優良企業認定制度の取組

国土交通省における、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」での検討結果を踏まえ、ジェイシフとして3保険に適切に保

険加入している等の優良企業を認定する仕組みを創設する。

⑦保険関係事務手続きの支援

国土交通省における、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」での検討結果を踏まえ、新たに保険に加入しようとする企業において事務的対応が困難な場合を想定し、講習会の開催や、マニュアルの配布など、保険関係事務処理の支援する仕組みを整える。

⑧未加入者の排除

将来的には保険未加入の作業員が現場入場を認められない時代が到来することを視野に入れつつ、会員企業への働きかけを行う。

(平成24年8月 経営実態調査)

(6)少子高齢化による技能者不足の問題についての意見や感想

〈記述回答〉

- ・以下は、本欄に記入されたコメントを一覧にしたものである。
- ・明らかな誤字、脱字以外は記入されたまま入力している。
- ・コメント読み解の参考のため、回答企業のプロフィール(所属する単協「地域」、「売上高」)を付記した。

適正価格の発注が出来る受注価格、安値受注をしない。現状、12,000円/1人工の労務しか支払いできない。[北海道、売上高:5~10億円]

私共、少人数で仕事をしてきましたので、経歴も53期となり、経営者が高齢化しており、また次世代の若い経営者を育てることに第一の主眼をおいて、若い人達が専門業として生きられる土台作りに専念する。[関東、売上高:2億円未満]

利益幅がないので仕事量を増やすざるをえなく、若い者の指導にあたる余裕がない。[関東、売上高:10~30億円]

会社として若い技能士育成の為、助成金を職方に支払い育成している。[中部、売上高:10~30億円]

深刻な問題である。社会保険未加入問題を契機に再度、若手技能者の雇用、育成及び現状の社員の中から技能者化を検討中です。技能者の生活の安定と向上が図れるキャリアートの運用(助成金、訓練機関の活用を含めて)をして対応する。[中部、売上高:10~30億円]

私どもの会社についても、私も含め高齢化していますので、現場での安全をくどく教育していますが、なかなかです。[近畿、売上高:2億円未満]

新卒者がなかなか入ってこない。[近畿、売上高:2~5億円]

直用の技能者(雇用者)はない。今後、雇用の予定は有る。[九州、売上高:10~30億円]

市場が縮小しているので、職人不足にはならないと思う。業者(直接工事をしない人)の管理する番頭が多すぎるだけの問題。業者が減れば良いと思う。[関東、売上高:2~5億円]

現状のような施工手間の金額では親方自身も生活ができませんし、子方を養生することも不可能です。そして作業環境も他業種よりも悪いと思いますので、入職者も益々減少すると思います。建築業界全体の存亡の危機だと考えています。[関東、売上高:-]

技能士の請負単価が上がらない限り、若手技能士は増加せず、減少傾向が今後も続くと予想します。何年後かに技能士と工事との需要バランスが崩れ、単価が上昇しても技能低下によるクレームが多発すると考えられる(急造技能士が増えるため)[関東、売上高:30億円以上]

工賃の下落で、コンビニ、ファミレス等でバイトした方が収入が良い現状では、若者の当業界への就業は望めない。まず、工賃を値上げできるだけの適正価格での受注ができない

れば当業界の存続も危うい。ゼネコン、下請ともに自分で自分の首を絞めている。[関東、売上高:2~5 億円]

建築における専門工事技能者に対しての報酬が少なすぎる為、魅力が無い(若者にとって)。苦労に割が合わない。このあたりを改善しないといけない。[関東、売上高:10~30 億円]

・雇用者(親方)が、若い世代を雇用できるだけの力がない(単価)。・若い世代も収入面から魅力を感じず、入職してこない。[関東、売上高:10~30 億円]

5 年から 10 年の間に技能者が減るのはわかっているが、今の単価・仕事量では若い人を雇い育てることができない。大変な問題である。[信越、売上高:5~10 億円]

高齢化についても、単価の下落についても、職人のモチベーションも、上がるきざしなどは皆無に等しい。このようなアンケートが反映されるとは考えづらい。単価の減少は、そもそも発注単価の減少が起因している。ひいては国の財政の貧窮が要因である。職人の日当が 8,000 円程度なのはザラにある。[信越、売上高:2 億円未満]

少子高齢化による技能者不足ではなく技能者を育てられないのは、利益の確保が望めなく、満足な給料の支払いが難しくなっている為ではないだろうか。現在のプレハブメーカーの押つけ価額、ゼネコンの指値、だんだんと減る地元の大工さん、まわりには良い話はありませんが、今年も我慢の 1 年かと、じっくり見据えるより当面仕方ないことか。[信越、売上高:2 億円未満]

根本的な問題は、建設需要が半減しても元請け業者は淘汰されず、積算原価を下回るダンピング受注が横行し、専門工事業者への根拠のない安値発注が繰り返されていることがある。この状況が改善しない限り、魅力ある専門工事業にはなれない。現状の中では、退職、離職者はあっても入職は見込めず、若手技能者への技能継承ができない。近い将来、技能者の高齢化と技能者不足が深刻な問題となるものと思われる。[信越、売上高:30 億円以上]

高齢化が進んでいる。工賃が安くなり、後継者不足。[北陸、売上高:10~30 億円]

技能者不足は重大な問題となっている。当社としても若い人の育成を考えているが、業界全体としても真剣な取組みが必要。[北陸、売上高:30 億円以上]

安ければどこに発注してもかまわないという考え方がある限り、安い工事店に工事が流れ、ますます技能者不足になっていく。[中部、売上高:10~30 億円]

技術をもった技能者達が単なる作業員として扱われ、親方が子方達を養っていけない賃金体制では、業界への入職者は確保できない。企業努力と称して、低入札制度が認められている事などは、適正価格の破壊を認めているようなものではないでしょうか? ゼネコンからの簸寄せを専門業者達が被っていては、浮かばれない! [中部、売上高:10~30 億円]

業界の仕事に魅力がないので、若者が技能士になりたがらない。現状を考えると、手間工賃が安く、職人が職人を育てることが出来ない状況になっている。[中部、売上高:30 億円以上]

施工費が安すぎて技能者不足になる。重労働でもよごれ仕事でも、高収入であれば若い人は増加する。[近畿、売上高:2~5 億円]

1. 軽鉄、ボード関係では、工賃他、仕事がきつく、職人が育たない(不足気味です) 2. 表装関係も同様です。[中国、売上高:2~5 億円]

床工事について若い職人が育成されない理由として、中腰工事と重量物の搬入・移動で腰を痛めるためと、壁装職に比べ収入が少ない。[中国、売上高:2~5億円]

少子化以前に、受注単価の低迷により、弟子が育たないという問題がある。[九州、売上高:2~5億円]

・単価が低いが為に、職人は一人親方が多く、とても弟子を育てられる状況にない。ましてや単価の低さゆえに、若手の職方が他業種へ転職するパターンが増えている。・新人社員を募集しても、若手は応募せず、40歳代以上の人間の応募がほとんどである。[九州、売上高:5~10億円]

安定した仕事量と利幅を生み出せる業界にし、社会保険等の充実したものに向かっていかなければ、若年層の新たな就業はむづかしい。[北海道、売上高:10~30億円]

工事の状況、仕上の優劣を点数にして請負者を決める。[関東、売上高:2億円未満]

施工単価がもっと高くなれば後継者は来ない。もっと工賃を上げなければならぬ。[関東、売上高:2~5億円]

大変に深刻ですが、専門工事店や業界だけの問題では無く、建設業全体に対して政府からもバックアップしてもらわなければ改善されないとと思う。大手ゼネコンの中でも、危機的状況を把握しているのに、相変わらず安値受注しています。この為、収入の低さ、仕事のきつさ、作業環境の悪さ等から若年層がこの業界を敬遠します。技能者を育成する環境も無く、職業訓練校においても内装仕上げが縮小されていると言われています。技能者の収入が安定すれば、少しは改善されると思います。[関東、売上高:2~5億円]

人を育てる意識が薄れ、コスト管理を先行させるため、技術力の低下につながっていっている。魅力ある業種への再建が必須であると感じている。[関東、売上高:10~30億円]

建設業技能者の地位と技術力の評価を上げて(単価)、専門工事業の下請事業者の経営力をつけさせ、若年層を育成、希望ある職業として考えてもらえるよう、元請・施主の理解を得てもらいたい。[関東、売上高:30億円以上]

現政権下に変わった時期、大幅に仕事量が減り、多くの若い職人が離職した事が大きな要因と考える。若い職人が戻るような魅力ある建設業にするには、安全かつ高賃金な環境作りをしなければならないと考える。[関東、売上高:10~30億円]

ゼネコンと内装業界との協同で、職方の養成機関を作る等の計画が必要。また若年層の雇用を促進するためにも、受入れ側への支援金などの名目で補助が必要と考えられる。[関東、売上高:30億円以上]

・技能者を増やす環境を整えることではないでしょうか。・第一に、安心安定した収入が確保できるように。・現状では、工事価格の下落の為、技能者の年収が少なすぎるので。・又、他業種に比べ、なんとなくいろいろな面で魅力が乏しくなったのではないか。[関東、売上高:5~10億円]

請負単価が改善されないと、益々技能者不足に拍車が掛る。[関東、売上高:2~5億円]

社会保障確立と高収入が得られるような制度改革がなされないと人手不足は続くと思われる。[関東、売上高:5~10億円]

・ゼネコンに対して「技能後継者の志望者」が居なくなると、専門工事店が無くなり、「ゼネコ

ン」各社も10年～15年後に機能が無くなると思う。・同業者同志にて「価格」を守り、技能者を育成したい。[信越、売上高:2～5億円]

技能者の養成には最低でも5年間は必要であり、事業継続のためにはどのような状況である、専門工事業社の責任として、継続的な技能者の養成が必要と考えます。[信越、売上高:30億円以上]

工事の減少、専門業者の減少、技能者の減少にも係らず、ゼネコンの数が多過ぎます。しかも現物管理能力の無い元請けが多い。元請の適性と公共工事の専門工事業者への分離発注も考えて下さい。それと公共工事の発注時の適性を考えて下さい。少ない専門業者及び技能者を有効活用する事をお願いします。[北陸、売上高:2億円未満]

技能者の収入が悪い為、希望者が減少している。請負という仕組みが健全化されなければ、専門業者は廃業せざるをえない。[中部、売上高:5～10億円]

安定した仕事量と価格になれば、若年の技能者は少しずつ増えると思う。[中部、売上高:10～30億円]

現在の工賃価格では、技能者(親方)が子方を養える金額をもらえなく、子方を確保、育成するどころではない。元請の無駄な競争による安値受注を改めさせ、下請業者にも余裕のある価格で発注し、職人(技能者)も子方を増やし、仕事量に対応できるようにして欲しい。また少子高齢化により、日本人でなく海外よりの技術者の活用を業界、政府はすべきであると思う。[中部、売上高:10～30億円]

在学中の生徒向けアピールに注力し、建設工事の負のイメージの払拭と、自分で身に付けた技能により地位や収入の安定、向上が図っていける魅力ある業界にしていくことが急務であると考えます。[中部、売上高:30億円以上]

若手の建設技能者が入職しない原因は、①仕事のきつさ、②作業環境の厳しさに対する収入の低さが主たる原因と考えます。①、②に見合うだけの技能者の実収入を確保することが喫緊の課題と考えます。[近畿、売上高:2～5億円]

収入UPしないと、人は集まらない。[近畿、売上高:2億円未満]

全体的に施工代金を上げない限り、次世代の人間は建設業にはこない！[近畿、売上高:5～10億円]

内装仕上工事業だけでなく他の専門工事業者も、現状は自社の経営を維持していくことだけで、せいいいっぱいです。とても将来に向けて技能者養成に投資する余力がありません。請負技能士(職人)についても同じです。種々の経費の見直し等はやり尽くしており、残るは請負単価を上げるしか経営を改善する方法はなく、技能者養成も、その後についてくると思います。[近畿、売上高:2億円未満]

若年技能者の育成にかかる事業所経費と施工単価に計上し、若年者の待遇を向上させ、指導・教育する必要がある。[四国、売上高:10～30億円]

・ゼネコンの安値受注により専門工事業も利益が出ず、魅力ある業種でなくなったため。・業者間の競争が激しく、ゼネコンの意のままになっている。・以上のことを解決する必要があります。(尚、このような統計を集計しても、集計するだけで何の役にもたたないと思います)[四国、売上高:2～5億円]

若い人が希望を持って仕事をできる環境を業界全体で考えなければいけない。若い人は世間にはたくさんいるので、その人達を建設業界につれてくるような賃金や福利厚生が必要。[九州、売上高:2億円未満]

話題としては出てくるが、誰も具体的対策をとっていない。[信越、売上高:2~5億円]

業界全体で取組む問題だが、結局各会社で努力するしか方法はない。[中部、売上高:5~10億円]

皮肉なことに、技能工が不足すれば受注単価は高騰しますが、建設業界で一番の弱者である技能士に、今後雇用保険等の足かせをはかせれば、さらなる労働者不足が加速していくのではないか？[中部、売上高:30億円以上]

将来の不安[近畿、売上高:2~5億円]

現状のような業界では若い人が育たない。業界も悪いが、若い人は仕事に対して真剣さがないような気がする。給料が安く、仕事きついが、もう少し我慢して、仕事に頑張って欲しい。[九州、売上高:2億円未満]



60. (社) 日本ウレタン断熱協会  
(社会保険加入促進計画)

## 1. 加入促進計画

### 会員への促進

- ・会報 毎月発行の「ウレ断協だより」で7月号より御省よりの関連資料を本文に掲載すると同時に添付資料としてもアナウンス。また添付資料としては4月号より建設新聞の関連記事なども。  
10月号以降も毎号「未加入対策」に対する記事及び添付資料で状況を、知らせ、促進を進めます。

### ・ホームページでのアピール

7月号の記事よりホームページ「断熱広場」の会員へのお知らせコーナーでも促進しております。

「お知らせ事項」があればその都度このコーナーを活用して促進致します。

- ・各地区で地方整備局よりのご指導で地区なりの促進を行っている地区もあり、結果は未だまとまっていないが北海道地区では北海道開発局よりのご指導で加入状況調査もほぼ終わっております。  
他地区は未定。

### 今後の進め方

- ・10月10日 小委員会（会長・副会長一部理事）で促進対策を行い11月末か12月初めの理事会（各地区会長出席）前までに各地区の状況を把握して理事会で未加入会員に対する促進について討議する。

## 2. 標準見積書（法定福利費）

- ・現在の見積形態は殆どm<sup>2</sup>単価での提出が多く材料費・労務費・諸経費などの細部は求められていないようです。別添〈1〉見積書の数量・単価・金額まで<A>の見積です。〈B〉の内訳は出さずに受注しているのが大半とのこと。  
このような見積に法定福利費をのせるのは非常に難しいので見積書の形式からあらためて正当な法定福利費が計上出来るようなシステムにする必要があります。この件も前述理事会で全国の意見をまとめてから決定致します。

以上大変遅れておりまして心苦しく思っておりますがよりよい方向でまとめて未加入対策を進めます。今しばらくご猶予下さい。

\*出来る限り前倒しで進めます。

63. (一社) 日本トンネル専門工事業協会  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画



平成 24 年 10 月

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会

## 社会保険加入促進計画

### 1. 団体の基本的事項

- 1) 団体名 一般社団法人 日本トンネル専門工事業協会
- 2) 代表者名 代表理事 会長 野崎正和
- 3) 所在地 東京都港区西新橋1-9-1 ブロドリー西新橋9階
- 4) 会員数 107社(平成24年10月1日現在)
- 5) 主な業種 土木工事業、とび土工工事業(トンネル工事の施工全般)

### 2. 基本方針

当協会は、トンネル専門工事業企業を中心として、トンネル工事に関連した機械関連企業、資材関連企業、宿舎設備等サービス関連企業の異業種間で構成されている。

これら会員企業における目下の最重要経営課題としては、トンネル工事の大幅減少、それに伴う価格競争激化を原因とするトンネル工事の低価格化に対する利益確保の問題及び技能者の高齢化、若年技能者入職の減少による人材確保と技能継承の問題が挙げられる。

このような状況下において、会員企業が生き残り、事業を維持・継続して行くためには、現状を打破し適正利益の確保と人材の確保・育成が不可欠となる。

現在、建設業界で喫緊のテーマに取上げている社会保険未加入企業対策は、人材確保・育成において有効な施策の一つとなるものと考えられ、当協会としても積極的に取組むことにより、会員企業の構造改善に役立てたいと考えている。

なお、取組みに当たっては、行政、元請企業、専門工事企業等が一体となって総合的に推進することが不可欠となるので、我々専門工事業団体としても、会員企業及びその協力会社等が法定福利費を適正に確保でき、社会保険未加入の企業が加入可能となるような加入促進計画を策定し、5年後迄の計画達成に向け、継続的に活動して行くことを基本方針とする。

### 3. 保険加入の状況

- 1) 会員企業のうち、建設業許可28業種のいずれかを取得している64社を対象に、会員企業とその協力企業の社会保険加入状況に関するアンケート調査を実施した。
- 2) 実施内容は、本年8月初旬にアンケート調査票を送付依頼し、8月末期限で回収した。アンケート調査票は別添一に示す。  
なお、回収率向上のため、期限は9月10日まで延長した。
- 3) アンケート回収会社数は64社中58社で、回収率は90.1%であった。  
なお、未回答の6社に対しても、聞き取り等の方法により調査を継続し、加入状況の実態把握に努める。
- 4) 58社のアンケート集計結果は次表の通りである。

<会員企業の加入状況>

種類 加入状況等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
加入状況 (対 58 社比率)	57社	1社	57社	1社	58社	0社
	98.3%	1.7%	98.3%	1.7%	100%	0%
	5,478名 (但し、国保加入者 37名含)		5,427名		5,372名	
正規社員加入者	0名		43名		6名	
正規社員未加入者	2,238名 (但し、国保加入者 9名含)		2,226名		2,240名	
有期契約社員加入者 (現場作業員等)	0名		9名		0名	
有期契約社員未加入者 (現場作業員等)	0名		9名		0名	

- ① 会員企業における健康保険、厚生年金保険の加入状況は、58社中57社(98.3%)が加入、雇用保険では58社(100%)全てが加入となっている。従って、現状で加入促進対象となる会員会社は1社である。
- ② 社会保険加入会社の中には、加入資格(義務)があるにも係らず「給料手取りが減る」、「年齢的に加入期間が短い」等の理由により、厚生年金保険に未加入の従業員が少数(調査対象総数の0.7%程度)存在している。

<会員企業の協力会社(二次、三次)における加入状況>

種類 加入状況等	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
二次協力会社 (合計 146 社)	61社	41.8%	54社	37.0%	95社	65.1%
	56社	38.3%	60社	41.1%	33社	22.6%
	29社	19.9%	32社	21.9%	18社	12.3%
三次協力会社 (合計 13 社)	0社	%	0社	%	0社	%
	5社	38.5%	4社	30.8%	4社	30.8%
	8社	61.5%	9社	69.2%	9社	69.2%

注) 二次協力会社 146 社の内 トンネル施工会社 38 社、その他工事施工会社 108 社  
 三次協力会社 13 社の内 トンネル施工会社 4 社、その他工事施工会社 9 社

- ① 二次協力会社で、健康保険、厚生年金保険の未加入会社は、約 30 社(全体の約 20%)

となっている。

なお、雇用保険の未加入会社は、18社（12%）であった。

- ② 健康保険、厚生年金保険の一部未加入会社（有期契約の現場作業員等の中に未加入者が存在するケース）は、全体の40%程度となっているが、雇用保険では、22%と減少している。
- ③ 三次協力会社は、二次協力会社に比べて、会社数が少ないが（トンネル工事では三次協力会社を使用することは稀である）社会保険全てに未加入の会社が70%近くにも達している。

#### 4. アンケート調査で指摘された問題点・要望等

アンケート調査票には社会保険加入状況調査の他に社会保険未加入対策等に関する意見、要望等の欄を設け会員からの意見等を収集した。下記に意見・要望について記載する。

- ① 次数の高い事業者ほど労務単価を低く抑えられるので、社会保険を掛ける余裕がない。この最大の要因は元請の低価格落札である。元請は低価格で落札しても利益率はある程度確保しており、低価格落札の歓寄せは、専門工事業（特に高次業者）の労務費にきている。このような状況が続ければ、即ち、社会保険にも入れず、労務単価が安い時代が続けば、建設業に入ってくる人間はいなくなるのはあたり前だ。

特に若い人は、建設業に将来を見い出せなく入職しない。以前は多少労働環境が厳しくても、他産業に比べ賃金が良かったので若い人も入職してきた。

このままでは、技能者の高齢化だけが進み、技術・技能の継承も行われなくなる。この結果、社会に安全・安心を与えられるインフラ整備はできなくなる恐れがある。

これらを解決するためには、専門工事業者が適正な利益を確保でき、労働環境の改善が図られ、技能者に適正な対価を支給できる事が必要である。

このためには、元請の落札率は90%を超える必要があり、入札制度もその事が実現できるものとして欲しい。

- ② 厚生年金は、一定以上年数掛けることが必要なので、年数が違しない者にとっては、年金に加入する意味が無い。
- ③ 労務賃金が低い上に、厚生年金に加入すれば、自己負担も発生し、更に賃金が下がることになり加入したくない。
- ④ これから5年も先に、未加入企業が建設業許可の取り消し等を受ける制度になるのは遅すぎる。この5年間でまじめに保険を支払うものは、現状が大幅に改善しない限り、疲弊するのみで正直者がばかをみることになる。
- ⑤ 発注者からの法定福利費が作業員迄、労務賃金に含まれて支給される事が大事である。

## 5. 加入促進対策

- 1) 加入促進対象
  - ① 会員企業における未加入会社（1社）
  - ② 加入会社の中に存在する、未加入従業員（全体の 0.7%）
  - ③ 二次、三次下請会社における未加入会社及び未加入の従業員
- 2) 実施期間は、平成 24 年度を初年度とし、平成 28 年度までの 5 年間とする。  
なお、5 ケ年計画のスケジュールは、（別添－2）を基本とするが、加入状況の追跡調査を実施し、その結果に応じて適宜、見直しを行う。
- 3) 計画立案に当たっては、【当協会が取組む対策】と【会員企業が自ら実施すべき対策】に区分し、役割分担を明確にして実効性の向上を図る。

### 5. 1 当協会が取組む対策

- 1) 社会保険未加入対策への取組み体制として、当協会の技術・情報委員会（委員 9 名、事務局 1 名）を主管箇所とし、定期的（1 回/月程度）に開催する委員会で内容検討を行う。なお、本委員会で策定した検討案については、理事会にて審議し、承認の上実施に移すものとする。
- 2) 適正な法定福利費の確保に向け、元請等に提出する見積書には、従前より現場経費の内訳に法定福利費を明示していたが、更に「見える化」するため、標準見積書を作成し、会員に周知徹底する。  
今日は法定福利費を現場経費の内訳の中から取り出し、現場経費と同列に記載し、「見える化」を図る。  
また、会員企業から元請への見積書は、標準見積書形式に沿った見積書を提出することとするが、標準見積書形式による見積書提出を会員に定期的に確認する。
- 3) 推進協議会で作成するポスター・チラシ等 PR 素材を会員企業に配布する。これらは協会ホームページにも掲載し、未加入会社に対して保険加入を勧める。  
なお、会員企業の未加入等下請会社及び未加入現場作業員に対しては、当該会員企業と連繋の上、会社訪問や説明会開催等による加入促進活動を推進する。
- 4) 発注機関に対して、当協会が定期的に開催している新春、秋季セミナー、NEXCO 3 社との意見交換会等において、低入札防止のための「失格基準」、「低入札調査基準価格」の引上げや「工事発注時期の平準化による労働力供給のアンバランス是正(繁忙時の臨時雇入れを極力排除)」についてお願いする。
- 5) 協力会社が高次になる程社会保険未加入率が高いことより、協力会社は極力二次で留めるよう会員企業を指導する。
- 6) 国土交通省が推進している就労履歴管理システムの構築に関しては、当協会としても積極的に協力する。
- 7) 今回の調査で未回答であった 6 社については、引き続き聞き取り調査等により実情把握に努めると共に、必要に応じ未加入対策の対象に含め対策を講じる。

## 5. 2 会員企業が自ら実施すべき対策

- 1) 未加入下請会社（三次含む）に対し、当協会と連繋の上、会社訪問等による当該企業トップへ加入の指導を行う。
- 2) 加入資格（義務）のある有期契約作業員等で未加入者が存在する協力会社に対して、事由調査の上、加入指導を促す。
- 3) H.24年11月施行の国交省ガイドラインに基づき、新規工事において、元請に提出する再下請通知書、事業所に備え置く作業員名簿への社会保険加入内容（事業者番号、被保険者番号等）調査と名簿への番号等の記載を履行する。
- 4) 当協会にて作成した法定福利費明示の標準見積書形式を自社にて活用する。
- 5) 協力会社に対しては、上記標準見積書形式を参考にし、見積書に法定福利費の明示を指導し、法定福利費が適正に確保された下請契約を締結する。
- 6) 未加入協力会社（三次含む）に対しては、加入義務回避を目的とした「一人親方」や「個人事業主」（作業員等5名未満）への形態変更を防止するため、適宜、適法性をチェックすることにより、違法行為があつた場合、指導・是正を適切に行う。
- 7) 平成29年度以降には、元請からの指導も受けながら、未加入協力会社と契約しないことや、加入資格（義務）が有るにも係らず未加入の下請作業員に対しては、現場から排除することに取組む。

以上

一般社団法人日本トシナル専門工事業協会 社会保険加入促進5ヶ年計画

65. (社)日本潛水協会

(社会保険加入促進計画)

# 社会保険加入促進計画

## 1. 団体の基本的事項

- ・団体名 : 社団法人日本潜水協会  
                  代表者 鉄 芳松
- ・所在地 : 〒105-0004  
                  東京都港区新橋3-4-10  
                  新橋企画ビル5階
- ・会員数 : 普通会員 129社
- ・主な業種 : 港湾工事における潜水作業

## 2. 基本的な方針

- ・港湾整備に主に従事する潜水士の技術の向上、労働災害の防止及び計画的養成を行い、潜水事業の健全を図り、港湾整備の促進と海洋開発の振興に資すること。

## 3. 保険加入の状況

- ・当協会の会員である特定潜水士に関しては100%加入している。  
(特定潜水士とは国が発注する事業の海中部の確認行為をし、国の職員に結果を報告する潜水士の事を言う。)
- ・殆どの特定潜水士は普通会員の社員に当る。
- ・近年、1人親方等の特別会員が増してきているので、普通・特別会員の現状を把握するためアンケート調査を実施する必要がある。

## 4. 取組の内容

- ・未加入者へはPR素材を活用・HPや機関誌を通じ、保険未加入対策を周知。

66. (一社) 全国特定法面保護協会  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画

平成24年9月25日

団体名 一般社団法人全国特定法面保護協会  
代表者 会長 高崎 英邦  
所在地 東京都港区新橋5丁目7-12  
会員数 正会員185社

### 1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進を図るために行政機関、元請企業、下請企業が一体となって取り組むことが必要である。

一般社団法人全国特定法面保護協会（以下「協会」という。）は、社会保険加入促進計画（以下「促進計画」という。）を策定し、協会が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が取り組むべき対策を定め、その推進を図っていくこととする。

また、協会は国等の発注機関に対して、法面工事の分離発注と適正な工事評価の実施を行うことで、重層下請構造の改善、低価格入札による弊害の防止、法定福利費の適正な確保に向けた取組みへの主導的な役割を担うよう求めていくこととする。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべく、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守のための実効性のある措置の一斉適用が必要である。

なお、本計画は今後の実態調査等により見直しを行うこととする。

### 2. 社会保険加入状況

協会会員企業の社会保険加入状況については、アンケート調査を実施した結果、回答した全ての会員企業で加入が確認された。一方、会員企業の下請として参加している企業においては、若干の未加入企業の存在も確認された。

### 3. 取り組みの内容

#### (1) 実施期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

#### (2) 協会として取り組む内容

##### 1) 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

協会は、社会保険未加入対策推進協議会に参画することとし、社会保険の加入促進を積極的に進めるための効果的な取り組みや周知啓発の方法、実効

性の上がる対策の推進に努める。

## 2) 会員企業への周知

会員企業に対し保険未加入対策に関する啓蒙を図るため、取り組むべき対策について協会HP及び機関紙を活用し周知徹底に努める。

## 3) 法定福利費の確保

国等の発注者に対しダンピングの防止及び法定福利費の適正確保について働きかけるとともに、会員企業等に対しては、見積に際し法定福利費の内訳を明示することについて周知徹底する。

## 4) 重層下請構造の改善

一般土木工事との一括発注では、法面工事が法面専門業者に下請工事として再発注されることが重層下請構造の要因であると考えられることから、法面工事の分離発注の拡大を要望し、法面業者が主体的に専門性を発揮できる環境整備を求めて行く。

また、一人親方、偽装請負などを防止するため、関係法律への適法性をチェックすることで、適法な下請企業の選定、さらには同趣旨の再下請企業への指導を会員企業に要請する。

## 5) 実効性のある低入札防止対策の徹底

国等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

## 6) 就労履歴管理対応

会員企業に対し、就労者情報の集約管理を行うための就労履歴管理システムの普及・活用の促進が図られるよう、積極的な参加を要請する。

## 7) 社会保険未加入者の排除

将来的に保険未加入者の作業員の現場入場を認めないことを視野に入れつつ、会員企業への働きかけを行う。

### (3) 会員企業が取り組む内容

#### 1) 社会保険加入の周知

会員企業の現場において、ポスター・チラシ等により下請企業や技能労働者に対し保険加入の周知・啓発を行う。

#### 2) 保険加入状況の確認及び指導

下請企業との契約時においては、社会保険等の加入状況を確認するとともに、社会保険未加入企業等に対しては社会保険加入の必要性等を周知・啓発することで社会保険加入に向けた指導を行う。

#### 3) 法定福利費の確保

発注者との見積交渉、入札、契約に際しては、発注者の理解を得ながら適正な法定福利費の計上に努める。

下請企業に対しては、下請契約の見積時から法定福利費の計上を適正に行うよう指導する。

#### 4) 重層化の改善

下請企業に対しては、一人親方、偽装請負などに関し職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨についての再下請企業への指導を求める。

#### 5) 保険未加入企業及び未加入作業員の排除

平成29年度以降において、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入作業員の現場からの排除に努める。

67. (一社) 日本在来工法住宅協会  
(社会保険加入促進計画)

## 「社会保険加入促進計画」平成24年度

### 1 団体の基本的事項

団体名：一般社団法人 日本在来工法住宅協会  
代表者名 会長 玉木 康裕  
住所：東京都港区高輪2-14-18

会員数：1,466件 平成24年5月末一般会員  
主な業種：建設業・瑕疵保険取次店

### 2 基本的な方針

社会保険加入が確実に担保されることを目指すことは、個々の労働者にとって望むべきことであるのは当たり前であろうが、建設業界にとっても恒常的発展を支える人材の確保という面で重要である。

またこの場合、事業者間の競争、公平性という見地からは、業界全体で同時に加入促進に取り組むということが重要になると考えられる。

したがって、当協会も可能な限り会員の社会保険加入促進に努めるものである。

但し、当協会は創設後日も浅く、独自事業、活動も模索中で、会員の意思統一を図っている段階というのが現状である。さらに、会員企業の業種も規模も様々であり、一律の取り組みが難しい部分も考えられる。特に、統一の標準見積もりは現実的ではない。

そこで当協会としては、法定福利費の確保を働きかける際に、統一の標準見積もりは作成せず、それぞれの会員が属する専門工事業界で採択されたもので採用を勧める。

協会の会員構成上、取り組みの中心は会員への周知、徹底となるので、まず、それを柱として加入促進計画を作成する。

以後、年度ごとの見直しにより、次年度に向けて計画を新たに加えていくことにする。

目指すのは、中長期的に建設業の許可を受けた、会員業者の社会保険加入100%である。

### 3 保険加入状況調査について

①現状を把握するため以下の要領でアンケートを実施する（資料 参照）

・対象会員数：1,466件

・期日 配布 平成24年11月5日（月）から（メール・FAXにて送信）  
回収 平成24年12月28日（金）まで（FAXにて受信）

②結果を資料としてまとめる

③分析後次年度の計画を立てる

24年度の計画については具体策を再検討

④次年度以降の状況調査について

年度毎に加入状況の現状把握に努め、次年度の取り組み内容検討資料とする

### 4 取組の内容

①協会のホームページに掲載

②会員企業が集まる機会に情宣

基本的な方針で述べたとおり、会員企業に当協会の意義を統一理解してもらうため、協会主催ではない集まりでも活動している段階である。

その機会に同時に保険加入についても促進する。

③協会独自セミナーにて促進

全国ブロック単位で会員企業向けのセミナーを開催。

24年度は九州地区、東海・北陸地区、東北地区、関東地区で開催検討中。

次年度以降も順次開催予定。

・関連資料を配布、説明

※人材確保（推進協議会からの派遣、紹介）が可能であれば、以下についても取り組みたい。

・法律面、国の方針、業界の取り組みの必要性についての講習

・当日会場における質問窓口

④次年度以降

・①～③の取り組みは継続

・現状把握後、取り込み計画を加える

# 資料1

平成24年11月 5日

会員各位

## 「社会保険加入状況調査」へのご協力のお願い

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当協会の活動にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

標題の件、本年5月に国土交通省 建設市場整備課が事務局となり「社会保険未加入対策推進協議会」が発足いたしました。

本協議会は平成24年度を初年度とし、5か年計画で許可業者の社会保険加入率100%、労働者単位では製造業者相当の加入状況を目指しています。

当協会はこの協議会に加入しており、現在「社会保険加入促進計画」を策定いたしております。つきましては、促進計画を進めるために社会保険の加入状況を把握すべく調査を実施いたします。

別添の社会保険 加入状況調査表の、ご協力をお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. 調査報告方法

「社会保険 加入状況調査表」をご確認の上、ご記入いただき、当協会へご提出ください。

### 2. 記入方法

FAXで送信しました「社会保険 加入状況調査表」にご記入ください。

### 3. 提出期限

平成24年 12月 28日(金)までに下記担当者宛にFAXにてご返信をお願い申し上げます。

【ご返信先】 担当者：(一社)日本在来工法住宅協会 事務局 担当者 広松

FAX : 03-6408-0286

### 4. 本調査についての問合せ先

一般社団法人 日本在来工法住宅協会 事務局 広松・吉田・松尾

TEL : 03-6408-0285

メールアドレス : zairai@jtha.jp

以上

## 資料2

### 社会保険 加入状況調査票

記入日 平成24年 11月 5日

報告会社名 : \_\_\_\_\_

報告担当者 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

TEL : \_\_\_\_\_

1. 貴社の法人格を下記からお選びください。  
(該当するものに○印をつけてください。以下同様)  
A: 非法人(法人格なし、個人事業主)    B: 有限会社    C: 株式会社
  
2. 貴社の従業員数を下記からお選びください。  
A: 0人    B: 1~4人    C: 5人以上
  
3. 年金(厚生年金、国民年金)への加入状況について下記からお選びください。  
A: 厚生年金に加入している  
B: 国民年金に加入している  
C: 年金は未加入  
D: 現在は未加入だが近い将来に厚生年金に加入予定  
E: 現在は未加入だが近い将来に国民年金に加入予定
  
4. 公的医療保険(組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、国民健康保険(市町村国保、組合国保))への加入状況について下記からお選びください。  
A: 組合健康保険に加入している  
B: 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入している  
C: 国民健康保険(市町村国保、組合国保)に加入している  
D: 未加入  
E: 現在は未加入だが近い将来に組合健康保険等に加入予定  
F: 現在は未加入だが近い将来に全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入予定  
G: 現在は未加入だが近い将来に国民健康保険に加入予定
  
5. 雇用保険への加入状況について下記からお選びください。  
A: 加入している    B: 未加入    C: 従業員数が0なので未加入  
D: 現在は未加入だが近い将来に加入予定

以 上



68. ダイヤモンド工事業協同組合  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画（案）

### 1. 基本的な方針

社会保険の加入促進の実効性を確保するため、行政、元請企業、下請専門工事業界が一体となって推進していく事が最も必要と考える。

ダイヤモンド工事業協同組合（略称DCA）の組合員企業は、長引く建設投資の減少に伴う低価格受注競争の横行により技能者の育成、設備更新等は後回しになり、福利厚生費や安全経費といった必要コストまで削減しなければならない現状にある。これまで整備されてきた社会資本を維持管理する専門工事業者である当組合はその責務を果たすべく、組合が取り組むべき対策、組合員企業が実施すべき対策を取り決めその推進を強く図っていく所存である。

行政、元請企業に対しても、業界の社会保険加入促進が速やかに進められるよう、法定福利費、適正な工事原価、経費等の支払が行われることを求めていく。

また、社会保険未加入企業が有利になることが無いよう社会保険の未加入対策の実施を強く求めていく所存である。

### 2. 取り組みの内容

#### （1）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

#### （2）ダイヤモンド工事業協同組合が取り組むべき対策

##### ①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

・建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、我々下請専門工事業の立場から効果的な取組みや周知啓発の方法、さらに実効性に上がる対策について積極的に意見具申する。

##### ②組合員への周知

・保険未加入組合員への啓蒙を図るとともに、組合員として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

③他の専門工事業団体との連携

- ・(社)建設産業専門団体連合会および他の工事業団体と連携し、専門工事業界の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を協力して検討する。

④法定福利費等の確保

- ・業界における法定福利費を別枠明示した標準見積書を協議検討、策定し組合員へ標準見積書の活用を周知指導、浸透させ、法定福利費の適正な転嫁と確保の実現化を目指す。
- ・元請業界に対して、標準見積書の採用を周知要請するとともに、法定福利費の適正支払を働きかける。

⑤重層化の改善

- ・組合員に対して、非自発的な一人親方や偽装請負などの職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行い、組合員のコンプライアンスに努める。

⑥低価格受注防止対策の推進

- ・元請業界に対して、原価割れ価格による受注の強要や、法定福利費その他必要経費の値引き強要などの是正を求める。
- ・行政に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求るとともに、元請業界に対する元請、下請間の取引適正化に係る指導を求める。

(3) 当組合および組合員が自ら実施すべき対策

①保険加入状況の確認および指導

- ・組合は、組合員に対して、社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・組合員は、自社が雇用する従業員の社会保険等への加入に努めるとともに、再下請企業との契約時において社会保険等の加入状況を確認し、未加入企業に対して保険加入を指導する。
- ・組合員は、建設業の許可申請、更新時における社会保険等への加入書類の提示および、施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等への社会保険等への加入状況記載を遵守する。

②法定福利費等の確保

- ・当組合は、組合員に対して、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上を周知指導する。

- ・組合員は、元請業者との見積交渉に当たり、標準見積書を活用した適正な法定福利費の計上に努める。

### ③重層化の改善

- ・当組合は、組合員に対して、非自発的な一人親方や偽装請負などの職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行い、組合員のコンプライアンスに努める。
- ・組合員は、自社のコンプライアンスに努めるとともに、再下請企業に対し同主旨の指導に努める。

### ④保険未加入企業の排除

- ・当組合は平成29年度以降（社会保険への加入促進が一定程度進歩した段階）、保険未加入企業への再下請契約の禁止など、保険未加入企業の現場からの排除に取り組む。

69. (社)日本建設業連合会

(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画

平成24年4月19日  
社団法人日本建設業連合会

### 1. 基本的な方針

社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

日建連は、元請企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

一方、行政に対しても社会保険等の加入を建設業の許可・更新の要件とすることや、派生する問題である重層下請構造の是正、法定福利費の計上、さらには低入札防止対策の強化への主導的な取り組みを強く求めていく。（別紙参照）

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業、未加入者が利するような環境にならないよう配慮すべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施に当たっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していくかなければならない。

なお、今後、会員企業144社に対して、下請企業を含めた、社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画の見直しを行うこととする。

### 2. 取り組みの内容

#### （1）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

#### （2）団体が取り組むべき対策

##### ① 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- 建設業担当部局、社会保険担当部局、学識経験者、建設業団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、元請の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

## ②会員企業への周知

- ・保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

## ③専門工事業団体との連携

- ・(社)建設産業専門団体連合会と連携し、専門工事業者の保険加入状況を把握するとともに、加入促進を図るための施策を検討する。

## ④就労履歴管理システムの構築等

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、事業所での作業員の保険加入の信憑性確認を行うため、就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用について、国と一体となった検討体制に参画して、実用化に向けた検討を進める。

## ⑤法定福利費等の確保

- ・国と一体となって見積・契約・支払における法定福利費の取扱いについて検討する。
- ・民間発注者団体に対して、法定福利費の確保を働き掛ける。
- ・会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部の展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

## ⑥適正工期の確保

- ・適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。この目標実現に向けてアンケート調査による現状の把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記の要請、パンフレット等による民間発注者への働き掛けを行う。

## ⑦重層化の改善

- ・「一人親方」「偽装請負」など職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性を的確に判断できる教宣資料を作成し、会員企業への周知徹底を図る。
- ・下請契約時の関係法令の適法性のチェック徹底による下請企業の選定、さらには同主旨の下請企業に対する指導を会員企業に要請する。

## ⑧実効性のある低入札防止対策の徹底

- ・国、地方自治体等の発注者に対して、実効性のある低入札防止対策の実施を求める。

### **(3) 会員企業が自ら実施すべき対策**

#### **①保険加入状況の確認及び指導**

- ・下請企業に対して、協力会社会ならびに現場において社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・現場における新規入場者の社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

#### **②法定福利費等の確保**

- ・発注者との見積交渉、入札、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・法定福利費に併せて、建退共制度加入に必要な費用も同様の取扱いとなるよう取り組む。

#### **③重層化の改善**

(上記(2)⑦の教宣資料の作成を受けて、以下の事項について取り組む)

- ・下請企業に対して、「一人親方」「偽装請負」など、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性のチェック、指導を行うとともに、適法な下請企業の選定、さらには同主旨の再下請企業への指導を求める。

#### **④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除**

- ・平成29年度以降(社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

## 【別紙】

### 行政に対する要請

#### 1. 実効性の上がる保険未加入企業の排除

- ・建設業法に基づく建設業の許可、あるいは許可更新時に、社会保険等の加入状況を許可要件とするなど、実効性のある措置の実施を求める。
- ・本施策の全国の行政及び発注部局、さらには全発注者への指導徹底を求める。併せて、上記施策の進捗状況の公表を求める。

#### 2. ガイドラインの作成

- ・元請企業による下請指導や下請企業による取組みについて、現場や事業所での施策の徹底を図るとともに、混乱の回避や過度な負担を避けるべく、本施策実施に当たってのガイドラインの作成を求める。

#### 3. 関係行政部局との連携強化

- ・社会保険担当部局による未加入企業及び未加入者に対する更なる厳格な対応を求める。
- ・厚生労働省、日本年金機構等との全国的な連携体制による保険加入状況等の調査、指導等を求める。
- ・社会保険加入状況の情報開示及び資料提供を求める。

#### 4. 就労履歴管理システムの構築

- ・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るため、就労履歴管理システムの構築、あるいは政府で導入が検討されている共通番号制度の活用を求める。(各企業の社会保険の加入状況も公開情報とする)
- ・本システムには、建設業法に基づく各種申請業務や所有資格情報等を一元管理し、共有化した効率的な運用による手間と経費の軽減等が期待される。本システムが建設産業にとって画期的なものとなるよう行政としての課題の整理を求める。
- ・本システムの構築に向けたロードマップの作成を求める。

#### 5. 重層下請構造の改善

- ・技術者データベースや施工体制台帳等に基づく一括下請負禁止の確認、及び主任技術者の配置の徹底に向けた運用を求める。
- ・「一人親方」「偽装請負」に歯止めを掛けるため、職業安定法や労働者派遣法に基づく適法性の判断基準の作成、及び周知徹底等を求める。さらに一定程度の理解が得られた段階において、同法の厳格な運用を求める。
- ・全国全ての発注部局および民間発注者において、工事の平準化発注、お

より発注者に起因する着工遅れの解消、並びに適正工期の確保がなされるよう指導徹底を求める。

#### 6. 法定福利費等の計上及び民間発注者への指導

- ・見積書に計上する「工事費の法定福利費の算出基準」の作成を求める。
- ・法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきとした、「発注者・受注者間における建設業法法令遵守ガイドライン」の周知徹底を求める。
- ・上記算出基準に基づく法定福利費の請負契約への適用、及び受発注者の法令遵守ガイドラインの民間発注者への指導徹底を求める。
- ・保険未加入対策に併せて実施することが効果的であると考えられる建退共制度の加入促進策の検討を求める。

#### 7. 社会保険加入促進による影響・効果の把握とその対応策の検討

- ・業者数、従業員数、就労者数の増減等、施策に対する評価、レビューを行い、その状況に応じた施策実行の見直しの検討を求める。

#### 8. 工程表の作成

- ・各施策の段階的な目標・達成レベルを明示した工程表の作成を求める。

以上

## 【参考】

### 「建設技能者的人材確保・育成に関する提言」の 実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者的人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は以下の基本方針に取り組むこととする。

#### 一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認めた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

#### 二、建設業退職金共済制度

- 共済証紙購入費用について、
- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
  - ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
  - ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)労働者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

#### 三、重層化

- 日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、
- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
  - ②また、五年後をめどに二次以内を目指して取り組むこととする。

#### 四、教育

- 教育への支援について、
- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
  - ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
  - ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

#### 五、作業所労働時間・労働環境

- 日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、
- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
  - ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

#### 六、広報

- 日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。  
例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施 等

以 上



(社)住宅生産団体連合会  
(社会保険加入促進計画)

【関連団体】※建設業法に基づく建設業者登録団体

71. (社)プレハブ建築協会
72. (社)全国中小建築工事業団体連合会
73. (社)日本ツーバイフォー建築協会
74. (社)日本木造住宅産業協会

# 社会保険加入促進計画

平成24年10月31日

(社)住宅生産団体連合会

## 1. 基本的な方針

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という）の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要である。

社会保険への加入は、法令により義務づけられており、また、技能労働者の処遇改善や未加入企業が利するような環境にならないことへもつながる。

従って、(社)住宅生産団体連合会（以下「住団連」という。）は、元請企業としての責務を果たすべく、住団連の会員団体が取り組むべき対策及び住団連会員団体の会員企業（以下「会員企業」という）が実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

なお、社会保険加入状況調査を実施した結果は、別紙のとおりであった。  
今後も引き続き社会保険の加入の実態調査を状況に応じて実施し、調査結果に基づき活動計画を隨時見直してゆく。

## 2. 取り組みの内容

### （1）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

### （2）住団連の会員団体が取り組むべき対策

#### ①会員団体の会員企業への周知

・保険未加入対策に関する周知を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

併せて「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を図る。

#### ②就労履歴管理システムの構築等を周知・啓発する

・就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図るとともに、作業員の保険加入の確認を行うための就労履歴管理システム、又は保険加入チェックシステム構築等の必要性を周知・啓発する。（ここでいうシステムと

は電子的なシステムのみを意味するのではなく、業容に応じた管理体系のこと。)

③法定福利費等の確保

- ・会員企業に対して、下請契約における見積時からの法定福利費の適正確保を周知・要請する。

④重層化の改善

- ・下請工事においてさらに下請けに発注しない下請企業の選定および下請企業への同趣旨の指導を会員企業に要請する。

(3) 会員企業が実施すべき対策

①保険加入状況の確認及び指導

- ・下請企業に対して、社会保険への加入の周知・啓発を図る。  
(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知・啓発を含む。)
- ・下請企業との契約時において、社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)
- ・現場における新規入場者の社会保険の加入状況を確認するとともに、未加入者の所属企業に対して保険加入を指導する。(2次下請以降は1次下請経由で指導)

②法定福利費等の確保

- ・発注者との契約に当たり、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から適正な法定福利費を考慮する。

③重層化の改善

- ・適切な下請企業の選定および下請企業への同趣旨の指導を行う。

④保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・平成29年度以降(社会保険の加入促進が一定程度進捗した段階)、保険未加入企業との契約を禁止することや、未加入の作業員の現場からの排除に取り組む。

以上

# 社会保険加入状況調査ならびにその結果について

平成24年10月29日  
(社)住宅生産団体連合会

## 1. 調査概要

平成24年8~10月において別添の「調査実施要領」および「調査票」を使用して、住団連 会員団体のうち住宅建築工事に係わる7団体の会員企業にたいして企業名記入アンケート方式により実施した。

なお、「調査実施要領」にあるように、各団体の会員企業ならびにその下請企業のうち、加入企業のみがアンケートへ回答することを避けるため、アンケート配布分は全量回収をお願いした。また、今回の調査では一次下請まで調査を実施した。

回収数は元請343社、下請(一次)10,125社、総計10,468社であった。

## 2. 調査結果

設問1：法人格については別表及びグラフのとおり。

設問2：従業員数については別表及びグラフのとおり。

設問3：年金加入状況については、「厚生年金に加入」68.2%、「国民年金に加入」27.0% 「年金には未加入」3.1%、「未加入だが厚生年金に加入予定」1.0%、「未加入だが国民年金に加入予定」0.5%、「不明・未記入」0.3%であった。  
「不明・未記入」を含めて約5%が未加入であった。

設問4：公的医療保険、国民健康保険への加入状況については、「組合健康保険に加入している」25.4%、「全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入している」46.5%、「国民健康保険(市町村国保、組合国保)に加入している」25.4%、「未加入」1.5%、「現在は未加入だが近い将来に組合健康保険等に加入予定」0.1%、「現在は未加入だが近い将来に全国健康保険協会管掌健康保険に加入予定」0.2%、「現在は未加入だが近い将来に国民健康保険に加入予定」0% (四捨五入の関係で0%だが3社)、「不明・未記入」0.9%であった。  
「不明・未記入」を含めて2.7%が未加入であった。

設問5：雇用保険への加入状況については、「加入している」73.2%、「未加入」14.0%、「従業員数が0なので未加入」8.8%、「現在は未加入だが近い将来に加入予定」3.4%、「不明・未記入」0.6%であった。

「未加入」・「現在は未加入だが近い将来に加入予定」・「不明・未記入」の合計は18.0%であった。

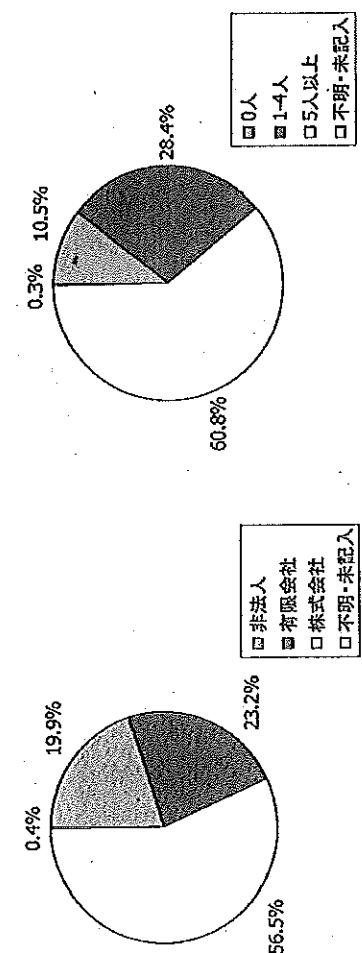
以上

(社)住宅生産団体連合会 平成24年8~10月 社会保険加入状況調査 結果(一次下請けまで)

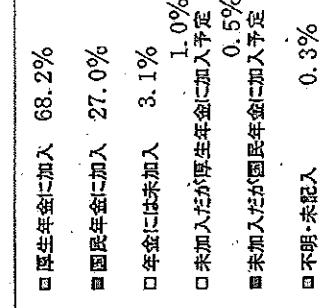
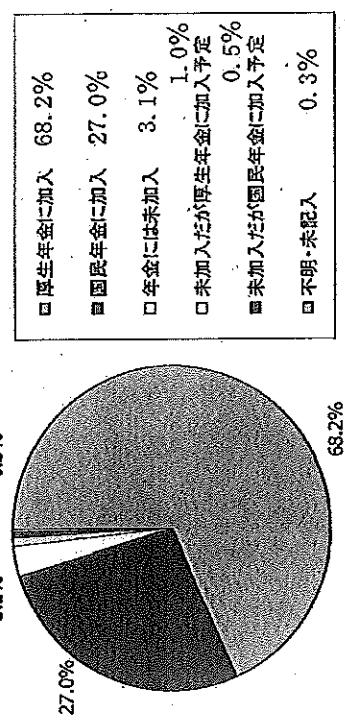
(社)住宅生産団体連合会(平成24年8～10月 社会保険加入状況調査 結果(一次下請けまで))

年金加入状況

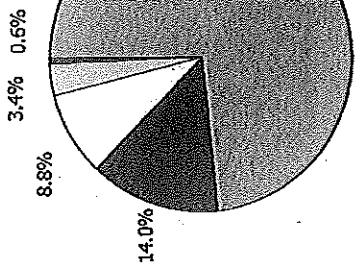
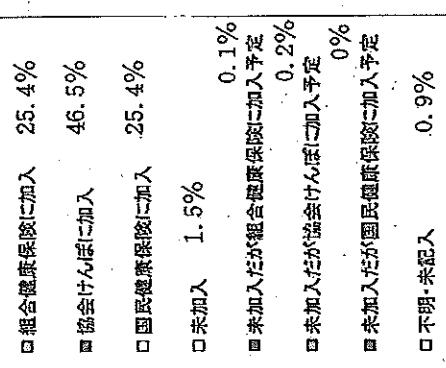
法人格別集計



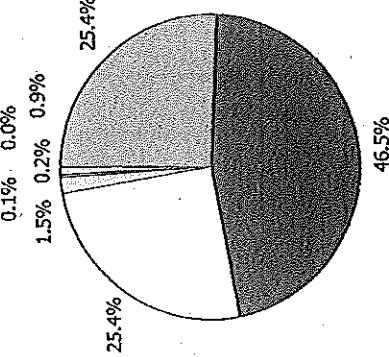
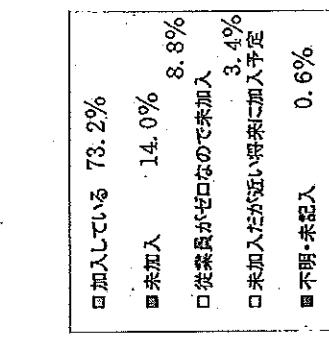
従業員数別集計



雇用保険への加入状況



公的医療保険への加入状況

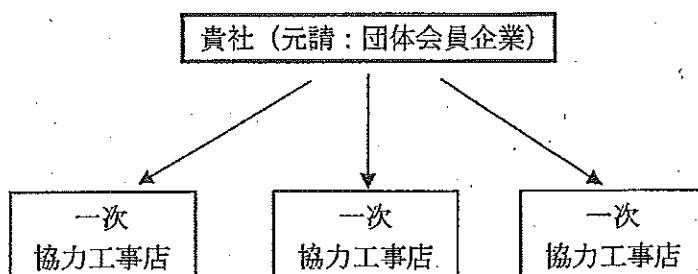


## 調査実施要領

①別添の調査票をご使用ください。

「元請：団体会員企業用」「一次協力工事店様用」の2種類があります。

②貴社ならびに貴社の一次協力工事店の社会保険加入状況をご報告ください。



ア) 貴社については、「元請：団体会員企業用 調査票」に社会保険加入状況を記載のうえご提出ください。

イ) 一次協力工事店については、その協力工事店の経営者、社員についての社会保険加入状況について「一次協力工事店様用 調査票」を協力工事店へ配布・回収して回答を得るようにしてください。

※ ア) + イ) を9月15日(土)までに所属団体の担当者へご提出ください。

③アンケート調査を行う一次協力工事店は貴社の業容にもよりますが、最大で300社程度でかまいません。

④一次協力工事店については、貴社の発注体系に応じて下記の業種を目安にして行ってください。(一業種に偏らないようにお願ひいたします。)

- ・工務店、建設会社
- ・解体工事
- ・仮設工事(足場工事)
- ・基礎工事
- ・木工事
- ・水道工事
- ・電気工事
- ・内装工事
- ・サイディング工事
- ・左官工事
- ・塗装(吹付け)工事

- ・キッチン施工工事
- ・ユニットバス施工工事

- ⑤調査票を配布する一次協力工事店を選別(社会保険に加入している協力工事店のみへの配布等)しないようしてください。  
ある地域にある一次協力工事店へ一律に配布する等、加入状況の傾向が把握できるようにしてください。
- ⑥配布したアンケートは必ず回収するようにしてください。(例:50社に配布した場合は、必ず50社分を全て回収するようしてください。)

以上

# 社会保険 加入状況調査票(元請：団体会員企業用)

記入日 平成24年 月 日

報告会社名 : \_\_\_\_\_

報告担当者 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

T E L : \_\_\_\_\_

1. 貴社の法人格を下記からお選びください。  
(該当するものに○印をつけてください。以下同様)

A : 非法人(法人格なし、個人事業主)      B : 有限会社      C : 株式会社

2. 貴社の従業員数を下記からお選びください。

A : 0人      B : 1~4人      C : 5人以上

3. 年金(厚生年金、国民年金)への加入状況について下記からお選びください。

A : 厚生年金に加入している  
B : 国民年金に加入している  
C : 年金には未加入  
D : 現在は未加入だが近い将来に厚生年金に加入予定  
E : 現在は未加入だが近い将来に国民年金に加入予定

4. 公的医療保険(組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、  
国民健康保険(市町村国保、組合国保) )への加入状況について下記からお選びください。

A : 組合健康保険に加入している  
B : 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入している  
C : 国民健康保険(市町村国保、組合国保)に加入している  
D : 未加入  
E : 現在は未加入だが近い将来に組合健康保険等に加入予定  
F : 現在は未加入だが近い将来に全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)  
に加入予定  
G : 現在は未加入だが近い将来に国民健康保険に加入予定

5. 雇用保険への加入状況について下記からお選びください。

A : 加入している      B : 未加入      C : 従業員数が0なので未加入  
D : 現在は未加入だが近い将来に加入予定

以 上

# 社会保険 加入状況調査票(一次 協力工事店様用)

記入日 平成24年 月 日

報告会社名 : \_\_\_\_\_

元請会社名 : \_\_\_\_\_

報告担当者 : \_\_\_\_\_

住 所 : \_\_\_\_\_

T E L : \_\_\_\_\_

1. 貴社の法人格を下記からお選びください。  
(該当するものに○印をつけてください。以下同様)

A : 非法人(法人格なし、個人事業主)      B : 有限会社      C : 株式会社

2. 貴社の従業員数を下記からお選びください。

A : 0人      B : 1~4人      C : 5人以上

3. 年金(厚生年金、国民年金)への加入状況について下記からお選びください。

A : 厚生年金に加入している  
B : 国民年金に加入している  
C : 年金には未加入  
D : 現在は未加入だが近い将来に厚生年金に加入予定  
E : 現在は未加入だが近い将来に国民年金に加入予定

4. 公的医療保険(組合健康保険、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)、  
国民健康保険(市町村国保、組合国保))への加入状況について下記からお選び  
ください。

A : 組合健康保険に加入している  
B : 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)に加入している  
C : 国民健康保険(市町村国保、組合国保)に加入している  
D : 未加入  
E : 現在は未加入だが近い将来に組合健康保険等に加入予定  
F : 現在は未加入だが近い将来に全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)  
に加入予定  
G : 現在は未加入だが近い将来に国民健康保険に加入予定

5. 雇用保険への加入状況について下記からお選びください。

A : 加入している      B : 未加入      C : 従業員数が0なので未加入  
D : 現在は未加入だが近い将来に加入予定

以 上

75. プレストレスト・  
コンクリート工事業協会  
(社会保険加入促進計画)

## 社会保険加入促進計画

平成24年10月1日

プレストレスト・コンクリート工事業協会

### 1. 基本方針

労務比率が高い専門工事業において、社会保険の事業主負担は社員と直庸労働者の労務費合計の約15%に達し、社会保障法に則り法定福利費を負担している企業と、そうではない企業との間にはその競争力に大きな差が発生しているのが現実である。

この問題を解消すべく社会保険等の加入促進の実効性を確保するためには、行政、元請企業、下請企業等が一体となって推進していくことが必要であり、当協会は下請企業としての責務を果たすべく、団体が取り組むべき対策、正会員（以下「会員企業」という。）が自ら実施すべき対策を取り決め、その推進を図っていく。

この度、会員企業122社に対して、下請企業を含めた、社会保険等の加入状況の実態調査を実施したが、社員の加入率は高いが社員以外の直庸労働者および下請会社の加入率が低いことがわかった。この調査結果および会員企業の社会保険加入促進に対する意見等を反映させて、本促進計画の立案を行うこととする。

### 2. 取り組みの内容

#### （1）期間

国の計画と同様、平成24年度を初年度とする5年間の計画とする。

#### （2）団体が取り組むべき対策

##### ①「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

- 「社会保険未加入対策推進協議会」にオブザーバー団体として参画し、専門工事業団体の立場から効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について提案する。

##### ②会員企業への周知とフォローアップの実施

- 保険未加入対策に関する会員企業への啓蒙を図るとともに、会員企業として取り組むべき対策の周知徹底に努める。

- ・会員企業および下請企業の加入状況の進展や周知事項が徹底されているかの確認と指導（フォローアップ）を行う。

#### ③法定福利費等の確保

- ・下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、標準見積書の活用を会員企業に対して、周知方要請する。
- ・建設工事受注において激しい価格競争が起こっている中、新たに発生する社会保険料のコストを見積りに算入してもその後のネゴ交渉の中に埋没してしまい、実態として下請け企業が持ち出すこととなりかねない。従って、標準見積書の活用とともに契約とは別途に発生する消費税や建退共証紙のような「外立て形式」の採用を最終目標としていただくよう、推進協議会や（社）プレストレスト・コンクリート建設業協会および元請け企業へ働きかける。

#### ④工事量の確保と発注の平準化

- ・今回の実態調査をみると、会員企業の社員の社会保険加入率は高いが社員以外の直庸労働者の加入率が低い結果となっており、加入促進のためには労働者の社員化が重要な方策となる。そのためには安定した工事量の確保と受注の波をなくす発注の平準化が必要であり、推進協議会において建設業担当部局へ働きかける。

#### ⑤労務賃金の改善

- ・労務費実態調査の結果、年々下がり続けた建設業男性生産労働者の賃金（年間賃金総支給額）は2010年において、395万円となっているが、当業界においてはそれよりさらに低く350万円程度である。このような低賃金では、社会保険の自己負担分を賄うのには甚だ厳しい状況であり、製造業男性生産労働者の448万円のレベルまで向上するよう、現在建設業が直面する官民共通の問題として取り上げていただくよう働きかける。

### （3）会員企業が自ら実施すべき対策

#### ①社員以外の労働者の加入促進

- ・社員以外の直庸労働者の加入率が低いため、この改善を図ることを直近の目標とする。

#### ②下請企業の加入状況の確認及び指導

- ・下請企業に対して、社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・下請企業との契約時における社会保険等の加入状況を確認するとともに、未加入企業に対して保険加入を指導する。

### ③法定福利費等の確保

- ・元請企業との見積交渉、契約に当たり、標準見積書を提出すると共に、元請企業の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・法定福利費が確保されても保険加入の促進がみられない下請け企業は、現場から排除する。

以上